

様式第 3

会 議 録

会 議 名	平成 3 0 年度第 2 回野田市環境審議会
議題及び議題毎の 公開又は非公開の別	野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定について（公開）
日 時	平成 3 0 年 1 0 月 1 7 日（水） 午前 1 0 時 3 0 分から正午まで
場 所	野田市役所高層棟 8 階 大会議室
出席委員氏名	委 員 長 菊池喜昭 副委員長 今井泰彦 委 員 鍛冶利幸 関根理恵 浅野幸男 島田ゆかり 石山正剛 関口一郎 山中啓司 五百川和家恵 上口清彦 添野博
欠席委員氏名	金本秀之、竹澤浩美
事 務 局	鈴木市長、柏倉環境部長、坂齊環境部次長兼環境保全課長、小島環境保全課環境保全係長、逆井環境保全課公害対策係長、白石環境保全課主任主事、和田環境保全課主事、宮澤生涯学習部次長兼社会教育課長、大熊社会教育課主任主事、佐久間自然経済推進部次長兼みどりと水のまちづくり課長、戸塚農政課長補佐、須賀都市計画課主幹兼課長補佐
傍 聴 者	1 名
議 事	平成 3 0 年度第 2 回野田市環境審議会の会議結果（概要）は、次のとおりである。

諮問

野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定について

＜市長が諮問書を読み上げ、答申書を菊池委員長へ手交する。＞

議題 1

野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（案）の制定について

小島環境保全課環境保全係長

＜追加資料の説明＞

坂齊環境部次長兼環境保全課長

＜野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（案）の制定についての説明＞

菊池委員長

新しい条例の制定について御説明がありました。

背景や、別紙を使って条例案、そして別表ということですがけれども、これは規則として定めるということで、御説明いただきました。審議内容は、規則の中身も、審議することによろしいのでしょうか。

坂齊環境部次長兼環境保全課長

別表の中身についても、こういった表現がいいのではないか、などの審議をしていただいて、パブリック・コメント手続をした時に、この別表がないと市民の方が分からないと思いますので、この条例の全文と、別表もパブリック・コメント手続に出していきたいと思います。

菊池委員長

別表については、今日、初めて御覧いただいたと思うのですが、色んなことを、別表も含めて御審議いただきたいと思います。思っております。

それに先立ちまして、今までの背景から、資料を頂いております、会議資料をお配りさせていただいた際に、事前質問をお願いしております。添野委員から質問を頂いておりますので、最初に添野委員から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

添野委員

＜事前質問に対する説明＞

坂齊環境部次長兼環境保全課長

＜事前質問に対する回答＞

菊池委員長

2番目のところの試算のところですが、いろいろと仮定が入っているのですが、流れとしては、この表のイメージで、49キロワットまでは、大きくなればなるほど儲かる設定だけど、50キロワットを超えると、1回は儲からなくなって、その後また儲かりだすというフローであることでよろしいですか。

坂齊環境部次長兼環境保全課長

はい。

菊池委員長

検討説明内容に対する御質問も含めて、条文内容に関するものなど、皆様から御意見頂きたいと思います。

石山委員

第4条の中で、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全に十分配慮することや、地域住民及び近隣関係者との良好な関係を保つということがありますが、近隣関係者を、50メートル以内を範囲としてその区域に土地建物を所有する者と。この50メートル以内というものは、どのようなリスクがあるのか。また逆に、それを設置することによって、気温上昇などがあるのか。農地であれば、周りの農作物にも影響が出てくるのか。その辺りを教えていただきたい。

坂齊環境部次長兼環境保全課長

いろんな太陽光発電設備が既にありますが、野田市に寄せられている苦情の内容としては、騒音があります。太陽光の問題ではないのですが、パワーコンディショナーの音の苦情がありますけれども、熱とか、反射の苦情というのは、来てないです。50メートルというのは、騒音振動を考慮して、この距離としました。反射のことですと、かなり離れたところでも反射のことは言われますので、そういったものは距離ではなくて、緩

衝帯とか、そういったもので制御をしていきたいということで、近隣関係者を50メートルに設定しております。以上です。

石山委員

今、クレーム等はないということで、それはいいと思いますが、どこかでそのようなデータを取っているというものはないのでしょくか。日本全国で近隣農地など、気温上昇はなかったなどのデータはありませんか。

白石環境保全課主任主事

以前、テレビで報道されたものがあつたのですが、太陽光パネルのことで、室温が50度以上に上がったというものがありました。

菊池委員長

距離は分かりますか。

白石環境保全課主任主事

距離は事業区域のすぐ隣接のところで、2階の部屋で50度だつたと記憶しております。

石山委員

設置した隣接農地の作物が、気温上昇で影響を受けるかが重要で、苦情がないということでしたら、大規模な設置をされて、近隣の作物に影響があつてはいけないと思つておりますので、今後そのような部分も見ていただければと思ひます。

坂齊環境部次長兼環境保全課長

温度上昇については、詳細に調べてはおりませんので、その辺りも調べて、もし根拠となる距離がありましたら、修正するような形で進めていきたいと思ひます。

今井委員

最初の説明にありましたように、無秩序に設置するのは良くないと思ひます。

私もこの条例案に基本的には賛成なのですが、一つ基本的なスタンスを確認したいのですが、抑制区域というのは、野田市全域というお話でした。第6条を見ますと、2のところに、抑制区域において設置事業が計画された場合は、当該事業者に対し、当該設

置事業を自粛するよという文言があるのですが、基本的にこれは、この条例は設置を許可しないというスタンスなのか、あるいは必要な要件が別表にありますので、そういった要件を満たせば、その環境にあるいは周辺住民に影響を与える内容ではないので設置させるという条例なのか、基本的なスタンスをお聞きしたいと思います。

坂齊環境部次長兼環境保全課長

許可制にするか届出制にするかということで議論がありまして、許可制にすると、不許可という判断をした場合、私有財産の関係から訴訟問題になったりすることを考えられますので、一旦は届出制ということを実施しますが、野田市としては、届出に対して、賛成はしません。事業をするのであれば、そういったことは守ってくださいというふうにしてやりにくくすると。いろんなハードルを上げて、事業をしてくださいというようにして、事業を認めますというスタンスで進めていきたいと考えております。

関根委員

今井委員からお話があったと思うのですが、抑制区域というのもありますし、次長から御説明があったので、背景を考慮しながらお話をすると、基本的に、他の市の規制の状況とかを見ると、配慮しなくてはいけないところで、都市計画とか、こうしなくてはいけないというところはあるかなと思ひまして、龍ヶ崎市などは市街化区域とか、都市計画法などを書いてあるのですが、都市計画の中にその施設を作ってしまうと、その人の持っている土地なので、退けてもらえないとか、道が出来ないという問題が将来的に起こってくるので、同意しない区域というのを作っている富士宮市とか、許可をしないということで、やらせないという厳しい条例を作っているところもあります。そういった点についても、考慮したような文言を入れておく必要性はあるのかと思います。

もう一つは、最後のところの助言、指導または勧告といった第14条のところですが、基本的には罰則の規定はないので、指導して勧告して終わりと。届出をしてもらったものに対して、撤去を含むような、厳しい、廃止をしてくださいというような勧告は基本的にはなくて、勧告なので、改善してくださいと言って終わりと。違反した場合には、名前を公表しますよと、罰金があるわけでもないし、新たな届出が出た場合には、その違反している業者からまた届出が出たからということで、許可を出すという問題も出てきてしまうような、法律の構造になっていますので、助言、指導、勧告、公表というのが、その罰則になるのであれば、これは意味を成していない条例になっているのではないかと、ちょっと穴が大き過ぎる条件なので、もうちょっと穴を絞って法令の穴を絞って、もう少し引っ掛かるように、もう少し指導できるようなものにしたいほうが条例とし

ては運用がうまくいくのではないかと思います。

坂齊環境部次長兼環境保全課長

確かに、これだけだとちょっと弱い面があるのですが、根本的に、固定価格買取制度の中に、関係法令を厳守することということを規定する、経済産業省で、そういう制度を設けているのですが、その中で、関係法令の中の条例も、厳守しない場合は、説明に行き、それを取り消しますよというものがございまして、もし、強硬にそのような条例も守らないで、そういったものをした場合については、国に協議して、その設備認定を取り消してくださいということなど、いろんなブレーキを掛けることができると認識しておりますので、これで運用はある程度守られていくかなと、罰則まで設けなくても、その設備認定を取り消されたら、発電事業ができませんので、それができないということは事業者にとっては非常に厳しい問題になりますので、そこを担保に指導していきたいと考えております。以上です。

菊池委員長

今の御説明だと、市としては完全に止めるという権限はないけれども、国と協議することで、取り消しすることができるということですね。法令違反をしていなければ、止めることは難しいという考えで、これが作られていると。今までは、開発すらも市に教えてもらえないまま進んでいたのだけど、ちゃんとコントロールできるようになると、まずはスタートラインということですが、関根委員は、それをもう一歩推し進めたらどうかというような御意見ですね。

関根委員

条例も厳しいものが他の市などでもありますし、将来的に何年か先になってから、あの時にあの市は、こういったものを作っていたからコントロールできたとか、作ってなかったから、駄目だったとかいう例が出てくるので、条例を作る場合には、条例を運用した時に、その目的を果たせるような、条例の中に組み込んでいった方がいいかなと思います。

菊池委員長

もう一つの考え方としては、市内全域を抑制区域にしているというところが、抑制区域の考え方をどう取るかがセットで考えなくてはいけないかもしれません。この案にした理由も、抑制区域を全域とした上で、どちらかと言うと、他の市に比べて緩い規制に

しているという利便性などについて御説明をお願いします。

坂齊環境部次長兼環境保全課長

他市のように、都市計画法とか景観法とか、そういったもので縛っていく、そこを抑制区域にするという方法もあるのですが、今現在、先進市が並べている関係法令を野田市に当てはめると、例えば土砂災害警戒区域を抑制区域にしますと言っても、野田市のそういう区域がすごく狭いわけです。どう見ても太陽光発電設備が並ぶような土砂災害警戒区域でないわけです。2か所あるのですけど。後は、保安林を設けるとか、いろんなものがあるのですけれども、本当に限定的なものになってしまって、そこに太陽光発電設備を並べる人は誰もいないというのが、現実なところがありますので、そういった意味からも、限定的ではなくて、市内全域でいきたいと思います。その結果に至ったということで、ある程度は検討したのですけれども、あまりにも限定過ぎて、全くその意味をなさないというところから、市内全域としております。

菊池委員長

関根委員が心配されていますが、見直しをする可能性もあるのかということもあると思うのですが。

関根委員

地域については、全域ということですし、私も基本的には、細かいものを定めるよりは、全体的にあったほうがいいと思うので、この条例区域については、特に考えはないのですけど、一つは、市長の権限ですね、届出が出て、認可をして、それに反するとか、明らかに届出の時と計画と違うような運用が行われているとかという時は、それを勧告するだけではなくて、問題を直ちに改善するという期間を定めるとか、そのような市長の権限というものや、撤去の勧告が出た場合には、それに従わなければならない。そういった文言を入れてもいいのかなと思います。あと区域も、市長が定めて、それは、適正ではない区域と定めた場合にはそこに許可を下さないというような、市長が事業の同意をしないともものが富士宮市にありますので、市長の権限をある程度持たせるような条例でもいいのではないかと思います。市長が管理をし、都市を作っていくものだと思いますので、市長の、この第6条もそうなのですけれども、市長は区域を指定するということまでにはいいのですが、それに従わない場合は自粛を要請すると、要請してさらに改善しなければ名前を公表しますよと。改善をしない場合には、国に、例えば、是正の勧告したことを報告するとか、具体的に書いてしまい、それが抑制となるような、一つ

のブレーキになると思われますので、今、次長が説明してくださったような関係各所と連携の上、共有するとか。それを条例の中に具体的に入れてしまえば、詳細なものでなくても、そのようなシステムでやっているということを条例の中に入れるのはどうかと思いました。

坂齊環境部次長兼環境保全課長

届出制ですので、許可しないとかそういうのは、届出制ですので、許可しますとかそういうことは難しいです。ただ、今言ったように、そういうものが確認できた場合については、経済産業省と色んな情報を連携して指導に当たるとか、そういう条文が、当てはまるか法規担当と協議して、今後修正していきたいと思っております。

関根委員

もしくは、指導を必ず受け入れるとか、ただ紙を受け取るだけではなくて、何かしら改善せざるを得ないような機会を作るようなものが、もしあれば、何か改善のために必要かと思います。

坂齊環境部次長兼環境保全課長

法規担当と調整させていただきます。

菊池委員長

ほかに御意見はいかがでしょうか。

上口委員

９ページの造成の計画の設計のところですが、２番のところですが、高さ１メートルから書いてありますけれども、野田市は非常に地盤が、地域によって、左右に揺れまして、特に江川地区は酸性土壌で鉄分が非常に多いので、酸化が激しい地域です。これについては、場合によっては、申請の時に図面や工事写真を掲示する、そういった具体的な処置を講ずる文面にさせていただくとよろしいかと思い、質問させていただいております。以上です。

坂齊環境部次長兼環境保全課長

遵守事項がここに記載しておりまして、提出書類の中に、事業計画書を提出するとあります。そこで造成などがあった場合については、今御指摘頂いたように、事前協議の

中で図面を添付するように指導しながら、遵守事項を守るように指導していきたいと考えております。以上です。

菊池委員長

今の話は、非常に重要でして、関根委員のお話しにもつながるのですが、結果的には、そういう資料を見て、これでは駄目だよということは市で言うということです。これだと安全には作れないということを言うということです。図面等については、これだと不解決ですと言って見直しさせるということはできるということですね。

坂齊環境部次長兼環境保全課長

そのために、事前協議書というものを先に出していただいて、事前協議書済証が出るまでは、工事はできませんということになりますので、それまで事前協議は終わらせませんので、終わる前にやってしまった場合には、指導勧告の対象となりますので、そのような流れで、適正に運用していきたいと思っております。

上口委員

書類というのは意外と表面に出てこないものですが、たくさん提出する書類があります。現在、私には見えていないので、質問させていただきました。これが具体的になっているのであれば、異論はありません。以上です。

山中委員

届出制と許可制の、権限に違いがありますので、もう一度法規担当と調整したいということですが、そういうものを整備しようと思ったら、届出制には限界があります。許可制の方がきちんとしているのかなと私は思います。

それと、今後のことなのですが、この条例の案が、どのようなスケジュールになるのでしょうか。答申を受けて、ここで OK が出てから議会に上程するのでしょうか、その辺りの予定はいつ頃どう考えていますか。

坂齊環境部次長兼環境保全課長

3月議会に上程しまして、議決されれば、平成31年4月施行と、実際にはそこから、事前協議をしたり、発電事業が7月ぐらいから掛かるだろうということで、4月1日施行分で、7月1日以降の発電事業も対象になるというスケジュールです。基本的には、平成31年4月から事業を開始しようとしているもの、設置しようとしている事業と、

その関連で発生している事業は、条例で規制を掛けていきますという形になります。

菊池委員長

今、委員の皆さん、許可制にするべきでないかという意見もあるのですが、市としては届出制にしたいということで、ちょっと心配になるのは、先ほどの関根委員のお話しにもありましたように、条文を少し修正したり、見直しをしてからパブリック・コメントとなるとと思いますが、それでよろしいですか。それであれば、このように変えたということを報告いただいてから、パブリック・コメントをした方がいいのではないかと思います。そこまでした方がいいのではないのかと思うのですが。

坂齊環境部次長兼環境保全課長

今日議論していただいて、その中で、若干の修正が出てくるかと思うので、追加資料で出した、条例の全文と、先ほど別表で指摘されているもの、もう少し具体的にしたい方がいいのではないかと、そういったものがありますので、それを修正して、委員の皆様にお示しします。また集まっていただくとなると、スケジュール的に難しいので、そこで最終的には委員長さんの承認をいただいて、パブリック・コメントというようなスケジュールでいきたいと思います。

菊池委員長

皆さんに集まっていただくのは難しいと思います。ただ、皆さんに御確認していただくことが重要ですね。

まだ御意見あればお願いいたします。

関根委員

条例の名称なのですが、設置だけではなく、運用や維持管理も含めたものが条例に書いてあると思いますので、設置等で略すのではなく、適性な設置等及び維持管理というのを入れた方がいいのではないかと思います。印象が全然違うので、そのような書き方をした方がいいのではないかと提案をさせていただきます。

坂齊環境部次長兼環境保全課長

法規担当と協議いたします。

上口委員

関根委員がお話しになられたように、運用維持管理について、これは非常に大切だと思っております。浄化槽などは、昭和３７年頃から、単独浄化槽が設置され始め、現在合併浄化槽しか設置がされていないのですが、保守点検や清掃が、ほとんど実施されていないという時代がありました。私も、千葉県の浄化槽の講師を１０年以上務めております。なぜそうなったかという、維持管理、清掃をほとんどやっていないということがあります。そういう事実がありますので、運用維持管理という文言を入れるということは、賛成です。

菊池委員長

是非御検討いただきたいと思います。

山中委員

別表のところで、７ページのところに、太陽光発電設備によるというところで、文章の中に事前に協議するという、事前にというのは何か所か出てくるのですけれど、事前にというのは、協議をする前の事前なのか、あるいはその協議の結果、許可をいただいての事前なのかという点と、１１ページに雨水対策というところがありますが、雨水は敷地内で処理をすることと書いてあるのですが、これは市の雨水路につなげないということなののでしょうか、それとも集めたりして、市の雨水路につなげるということなののでしょうか。その２点について質問させていただきました。

坂齊環境部次長兼環境保全課長

事前にというのは、届出をする前、事前協議書の段階ということで考えております。届出をする前の段階の話になるかと思います。

雨水については、基本的には区域内で雨水を処理してくださいとしています。それがオーバーフローする場合、いったん貯留して、貯留後にＵ字溝を使って排水されるのはやむを得ないという考え方になります。太陽光発電設備ですので、コンクリートで敷き詰めて、貯留させないというようなことは無いと思うのですが、そういうことから、こういう文言を入れさせていただいております。

菊池委員長

山中委員から御指摘のあった、事前にというのが、今のような御説明で、読み違いはないということでしょうか。これで十分なのかもしれないということかと思いますが、もし読み違いなどがあるようであれば、文言を変えるなどした方が良いのかもしれない

れないと思ったのですが、いかがでしょうか。

坂齊環境部次長兼環境保全課長

事前にという時期が分かりにくいという御指摘でございますので、事前協議書の中でということであれば、一番分かりやすいかと思しますので、そこも検討させていただきたいと思います。必要であれば、修正ということも考えたいと思います。

菊池委員長

本日御意見を頂きまして、全体の方針をちょっと十分確認してくださいということで始まりましたので、もう一度皆さんに見ていただいて、進めていきたいと思っております。

それと今日、御質問はあまりありませんでしたが、30キロワットからで規制するということで、それについては、皆さんに同意していただいたということでよろしいでしょうか。条例の基本的な内容については、法規担当と調整し、市の方でコントロールできるようにという御意見でした。そのあたりについては、もう一度考えていただいて、委員の皆さんに御検討いただいてから、進めていくということでよろしいでしょうか。

坂齊環境部次長兼環境保全課長

はい。

菊池委員長

これは、何かしらルールが必要だと思いますので、そういう点では、全員の方が、制定していくことについては異論がないと思いますので、これを前に進めていただきたいと思います。

では以上で、本日の審議会を終了させていただきたいと思います。では、事務局からよろしくお願いいたします。

小島環境保全課環境保全係長

本日、御審議いただきました条例案に関しましては、委員の方から頂きました修正等をさせていただきまして、委員の方に御了承いただいた後、パブリック・コメント手続を実施いたしまして、30日間の手続を経た後、意見等踏まえて、再度、この審議会において御審議していただきたいと思いますと思っております。

現在のスケジュールですと、来年1月29日に、8階大会議室で審議会を開催させて

いただきまして、パブリック・コメント手続後の最終的な条例案に関して御審議をいただければと思っております。

また、その他といたしまして、本日追加でお配りしている資料についてですが、委員名簿の公表につきまして、委員の方にお諮りしたいことがありますので、総務課の寺門から、御説明をさせていただきたいと思います。

寺門総務課課長補佐

＜委員名簿の公表についての説明＞

菊池委員長

A案にするか、B案にするかということで、前に、B案を示した上でA案にしたという経緯もありますので、皆さんの御意見を伺った方がいいと思いましたので、この場で確認させていただきました。

前はA案ということで、お話しをしておりましたが、今の御説明のように、方法としては、B案を、強制しているわけではないのですが、推奨しているという風になったと思います。

もし、反対がなければB案ということで、いかがかと思えますけれど、何かご意見ありますでしょうか。

関根委員

反対ではないのですが、専門性ということだと思うのですが、所属団体を示すというのは、職業に規制があるかのようで、学歴も関係ありませんし、専門性を示している市もありますので、環境審議会、環境に関わることで、どのような専門性の部分を担当されているのかを書くだけでいいと思います。

菊池委員長

学識経験の後ろに、括弧して書けばいいのではということですね。

関根委員

学識経験者の後ろに、博士号だったり、専門学を入れたりすればいいと思うのですが。

寺門総務課課長補佐

今回、B案としてお示ししているものは、あくまでも案として御提示させていただい

たものであって、専門性の分かる表現につきましては、審議会で決めていただければ、それに添わせていただくようになります。

菊池委員長

では、関根委員の提案で、皆さんに申告していただくようになります。学識経験者の場合は、すぐにご意見が出ましたが、ほかの方についてはいかがでしょうか。

上口委員

公募委員の場合は、公募と二重に書いても意味がないので、例えば、特質した資格などがあれば、それを書いた方がよいかと思います。

菊池委員長

はい、分かりました。公募については分かりました。

学識経験者についても、申告していただいて、このように書いてほしいというのを入れてください。

市長が必要と認めたものについても、括弧書で、書けるものがあれば、それを入れていただけたらと思います。

団体を代表する方については、この書き方で、ある程度は網羅していると思います。商工団体、労働団体、農業団体ということで書いてあるので、もし、括弧で書きたいことがあれば、申告していただいて、なければこのままで良いと。括弧書があってもなくてもよろしいですね。では、そのようにやらせていただくということで、よろしいでしょうか。

市からもう一度メールを入れていただいて、それを見ていただいて、括弧書の中に入れていただくということで、やりたいと思います。

寺門総務課課長補佐

学識経験者につきましては、御意見ありましたとおり、所属団体を皆様の方から申告していただいたものを入れさせていただく、公募委員の方についても、何かしらあれば、そこに加えたもの、各団体につきましては、基本的には、このままの表現で、さらにプラスで所属団体を加えるということであれば、入れさせていただくということで、後日、事務局を通じて、その確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

菊池委員長

団体からの代表の方は、不揃いになってもいけませんので、括弧書は無しということ
でよろしいですか。では、団体の方は確認していただかなくても良いです。

今日はどうもありがとうございました。まだ、皆さんの方で御意見ありましたら、お
伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

特にないようですので、以上を持ちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。
御意見、御協力ありがとうございました。

< 1 2 時 閉 会 >

